

あわらし 商工会だより

Awara Commerce News

2022.4
No.115

発行・編集
あわらし市商工会事務局（本所）
〒919-0621 福井県あわらし市市姫一丁目9-21
TEL: 0776-73-0248 FAX: 0776-73-7145
あわらし市商工会事務局（支所）
〒910-4103 福井県あわらし市二面2丁目701
TEL: 0776-78-6311 FAX: 0776-78-7801

令和4年度あわらし市商工会 地域貢献計画 「ゆうゆうと地域と共に」

あわらし市商工会では、あわらし市がさらに発展するように、次に掲げる事業に取り組みます。

住みよいまちづくりのため

1. 市街地の活性化に努めます。

- ・北陸新幹線芦原温泉駅開業を鑑み、街中の賑わいや活性化を図るため、空き店舗の活用や歴史的素材等を有効活用し、街中の賑わい創出を促進します。
- ・消費者ニーズにマッチした事業取組により、魅力ある店舗・まちづくりを推進します。
- ・商工業の振興発展を支援し、住みたくなるまちづくりに努めます。



産業づくり・経営基盤強化のため

1. 巡回訪問や窓口支援・専門家派遣等により、創業・経営力向上・事業計画策定や経営改善支援（経営計画・ビジネス提案）等、経営基盤強化支援に努めます。

- ・地域経済動向調査に基づき、店舗・事業所への個別指導・経営状況分析を行い、持続的な経営力向上（業務改善・生産性向上・財務強化）を支援します。
- ・経営革新計画・経営力向上計画・先端設備等導入計画・新分野展開スタートアップ支援事業・おもてなし産業魅力向上支援事業・小規模事業者支援強化事業・ものづくり商業サービス生産性向上促進補助金事業・事業再構築補助金事業・小規模事業者持続化補助金事業等を推進するため、経営計画やビジネスプラン等の策定を支援します。
- ・企業経営に必要な資金繰りについて各種融資制度と利子補給制度を斡旋・支援します。
- ・経営安定と雇用維持のため、各種施策への取組を支援します。
- ・財務強化と自計税務申告を支援するため、インターネットを活用した「ネット de 記帳」を推進します。
- ・ワンストップ窓口として、創業及び第二創業希望者の創業手続きや経営計画・資金繰りを支援します。
- ・コロナ禍における支援金・助成金・給付金など各種政策の情報発信及び申請手続きを支援します。

2. 取引機会の創出に努めます。

- ・商工業の活性化を図るため、地域イベント等の開催を支援し、消費拡大・購買促進等を支援します。
- ・県連合会とのタイアップによる販路開拓及び首都圏での商談会等への参加を支援することにより、情報交換・ビジネスチャンス・ビジネスパートナー発掘の機会を提供し、販路拡大を支援します。
- ・簡易ホームページ Goope を活用した商品PR活動等情報発信を支援します。
- ・企業同士のコラボレーションを行い、企業が持つ素材を活用し、新たな商品開発・取引機会の創出・ビジネスパートナーの発掘活動などを支援します。

3. 地域資源を活用した地域ブランド特産品の開発・販路に努めます。

- ・企業が持つ資源を持ち寄り新たな商品開発に向けた取り組みを支援します。
- ・あわらしの特産品づくりと「越前あわらしブランド a」商品等の販路開拓を推進します。
- ・地産地消の推進を支援します。



4. 後継者育成・事業承継支援に努めます。

- ・後継者等の育成や承継に向けた事業承継引継ぎ補助金事業等への取り組みを支援します。
- ・家族後継者への承継や従業員等第3者への承継、M&A等に向けた事業承継計画策定を支援します。

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間／2022年1月31日(月)～5月31日(火)



給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高一対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付 上限額	売上高減少率	個人	法人		
			年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
	▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
	▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140 (携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話専用回線 03-6834-7593

受付時間 8:30-19:00
(土日・祝日含む全日)

ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>



⚠ 不正受給は犯罪です！

福井県 中小企業者等事業継続 支援金のお知らせ

趣旨

新型コロナウイルス感染症第6波の影響により、売上げが大きく減少した事業者の皆様の実業継続を支援するため「中小企業者等事業継続支援金(令和4年1～4月期分)」を支給します。

要件

令和4年1月から4月までの何れか1月の売上が3年前、2年前または前年の同じ月と比べ30%以上減少していること。

受付期間

令和4年2月28日(月)から
同年6月30日(木)まで

※令和4年5月31日(火)から延長しました。

支給額

- (1) 月売上が70%以上減少している場合
1事業者あたり30万円
- (2) 月売上が50%以上70%未満で減少している場合
1事業者あたり20万円
- (3) 月売上が30%以上50%未満で減少している場合
1事業者あたり10万円

※事業者単位の申請になるため、事業所が個々に申請することはできません。

申請方法

申請書類を福井県中小企業者等事業継続支援金ホームページよりダウンロードいただくか、商工会窓口にて入手いただき、記入のうえ、中小企業者等事業継続支援金申請事務局宛にご郵送ください。

※その他の要件、申請方法の詳細等については、中小企業者等事業継続支援金ホームページをご確認ください。

【お問い合わせ先】福井県事業継続支援金コールセンター (電話) 0776-50-6458 (平日9:00～17:00)

職員異動のお知らせ

この度、あわら市商工会において、職員の人事異動及び退職がありましたので、お知らせいたします。

新任者



津田 佳美
経営支援員(採用)

この度お世話になります、津田佳美と申します。あわら市の商工業の発展に貢献出来るよう、精一杯頑張ります。ご指導、ご鞭撻の程、宜しくお願い致します。

離任者

経営指導員 松儀 圭司
商工会連合会へ異動

退職者

経営支援員 渡辺 真理子
退職(定年)

お問合せ・申込みは、あわら市商工会までお電話下さい。あわら市市姫一丁目9-21 TEL 73-0248